

産業競争力会議 第45回実行実現点検会合 説明資料

平成28年4月14日
財務省理財局

財政融資の仕組みと補償金について

- 財政融資資金は、国が市場で調達した財投債(国債)等を原資として、収支相償の考え方の下、貸付金利を調達金利と同一とした貸付けを行っている。そのため、繰上償還を受ける場合に被る損失(調達利息と再運用利息の差額)を受け入れることができない仕組み。
 - 財投改革以前は、補償金の概念が十分に確立しておらず、繰上償還自体について基本的に応じないこととしていた。しかし、財投改革の議論において、「金融システム改革の進展等を踏まえ、市場メカニズムとの調和を一層促進することが必要」との観点から、補償金の「支払を前提とした繰上償還のルール」の適用を受ける「新しい貸付制度の一層の普及に努めるべき」(平成9年 財政投融資の改革に向けて(資金運用審議会懇談会座長談話))とされ、最終的に平成13年4月の地方公共団体に対する導入を最後に全財投機関との間で補償金の支払を前提とした繰上償還ルールが導入された。
- (参考)民間金融機関の企業向け事業金融においても、繰上償還に当たり補償金を求めることは確立した慣行。
- これまでに補償金免除繰上償還を認められた財投機関は、それぞれ財務状況が悪化し約定どおりの返済が懸念される貸付先であり、補償金の支払いを免除して早期に元本回収を行い債権保全を図るなど、財政融資資金の償還確実性を高めるために行われた例外的な措置である。

財政融資資金の仕組み



補償金免除繰上償還について①

【17年度編成】

- 17年度財投編成過程において、以下のとおり財務状況が悪化し、特殊法人等整理合理化計画等において業務廃止が決まった事業について、住宅金融公庫・都市再生機構・年金資金運用基金から補償金免除繰上償還の要望。
 - － 住宅金融公庫・年金資金運用基金は、住宅ローンの多額の繰上償還の発生により大幅な逆鞘が発生。
 - － 都市再生機構は、ニュータウン整備事業において、地価下落により巨額の評価損が発生。
- 財投分科会において「繰上償還についての基本的考え方」が了承され、住宅金融公庫（17年度～21年度：7兆3,000億円）、都市再生機構（17年度：3兆1,731億円）、年金資金運用基金（17年度：2兆2,094億円）が補償金免除繰上償還を実施。

(注)特殊法人等整理合理化計画に基づき、上記の組織は以下のとおり業務を引き継ぎ。

- － 住宅金融公庫は18年度末に廃止し、住宅金融支援機構に業務を引き継ぎ。
- － 都市基盤整備公団・地域振興整備公団(地方都市開発整備部門)は16年7月に都市再生機構として統合し、業務を引き継ぎ。
- － 年金基金運用基金は17年度末に廃止し、GPIF等に業務を引き継ぎ。

「繰上償還についての基本的考え方」(平成16年12月23日 財政制度等分科会財投分科会)

3. 以上のように、補償金の概念が確立した財投改革以後は補償金の支払を前提としない繰上償還は想定されておらず、財投改革前において国鉄・国有林野事業に係る債務について繰上償還を立法措置によって認めたことを踏まえると、補償金の支払を前提としない繰上償還は、例外的な措置として、次の要件が満たされた上で透明性のある形で法律に基づいて行われることが必要である。
- ① 繰上償還の対象となる業務からの撤退を含む抜本的な事業見直しが行われること
 - ② 存続する事業との勘定分離を行い撤退事業の経理を明確にすること
 - ③ 事業見直しに伴い、業務運営効率化等の自己努力を担保するため経営改善計画が策定されること
 - ④ これらを実施することにより、財政融資資金に対する債務の償還確実性を高めることができる等、最終的な国民負担を軽減するために財政融資資金の得べかりし利益(補償金分の利益)の放棄が必要かつやむを得ないと認められること

補償金免除繰上償還について②

【19年度編成】

- 19年度編成過程において、総務省は、当年度巨額であった積立金を活用し、公債費負担対策として、年利5%以上の地方債について補償金免除繰上償還を要望。これについて議論された当時(18年9月～12月)は、以下の状況にあった。
 - － 地方債協議制度の導入により地方公共団体の起債が原則自由となった一方で、夕張市の財政破綻問題が発生。
 - － 総務省の研究会において地方財政再生制度の議論が行われており、報告書において早期是正スキームなどの導入が提言されたが、新たな再生スキームの詳細やそれが適切に機能するかは確定的に見通せる状況になかった。
- 財投分科会において「地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除について」が了承され、財政状況の厳しい地方公共団体を対象として、地方公共団体毎の財政状況に応じて年利5%以上の地方債について、補償金免除繰上償還を実施(19年度～24年度：4兆5,277億円)

財政制度等審議会財投分科会の議論の概要

- 要求時において、総務省から公債費負担対策の要望が出たことに関連し、18年10月25日の分科会において、財務省の提出した編成上の論点として、「地方債について協議制度へ移行し、地方公共団体の財政の自由度が高まる一方、著しい財政難に陥る地方公共団体も見られ、再建法制の検討も進められている」と指摘。
- その後、総務省から公債費負担費対策として補償金免除繰上償還の要望が示され、委員からは以下の議論。
(今松臨時委員)これはやっぱり議論としてやっていただくのであれば、やはりどうしても立ち行かないという場合の一つの手として、それは再生法制等々の中で一定の措置として、そういう形で議論をしていただかないと。
(富田臨時委員)改革を促すためにノーペナルティーで繰上償還を認めるということをおっしゃっているんですけども、これはノーペナルティーで行うということはまさに救済なんですよね。過去の救済なんですよ。救済を行うということは、結局は破綻状態、まあ、夕張市のような破綻状態のところに限定されるべきものと考えられるわけなんです。(中略)こうやって繰上償還を言うのであれば、夕張市並みの、また内容も、また計画も精緻なものがやっぱり必要だということになるんだと思います。

「地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除について」(平成18年12月22日財政制度等審議会財投分科会)

4条件及び立法措置

- 補償金免除による繰上償還は、以下のように「4条件」を満たし、法律に基づいて行うことを要件とする。
 - ① 抜本的な行政改革・事業見直しが行われること
 - ② 繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること
 - ③ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること
 - ④ 財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行財政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められること

(参考)25年度における補償金免除繰上償還の要望について

- 25年度編成過程において、総務省から、東日本大震災の被災団体が大幅な税収減に直面し、財政状況が急速に悪化する懸念があるため、被災地方公共団体及び特に財政状況の厳しい団体(財政力指数が全国平均値以下で、実質公債費比率18%以上等)を対象として、年利4%以上の地方債について、補償金免除繰上償還を要望。
- 地方公共団体財政健全化法の整備とその運用の定着により、19年度に認めた時限措置としての繰上償還を延長・拡充する必要がなく、また、財投特会の積立金が復興財源への活用等により既に枯渇していたこともあり、財政融資資金としては、これを認めなかった。

財政制度等審議会財投分科会(24年11月20日) 議事録

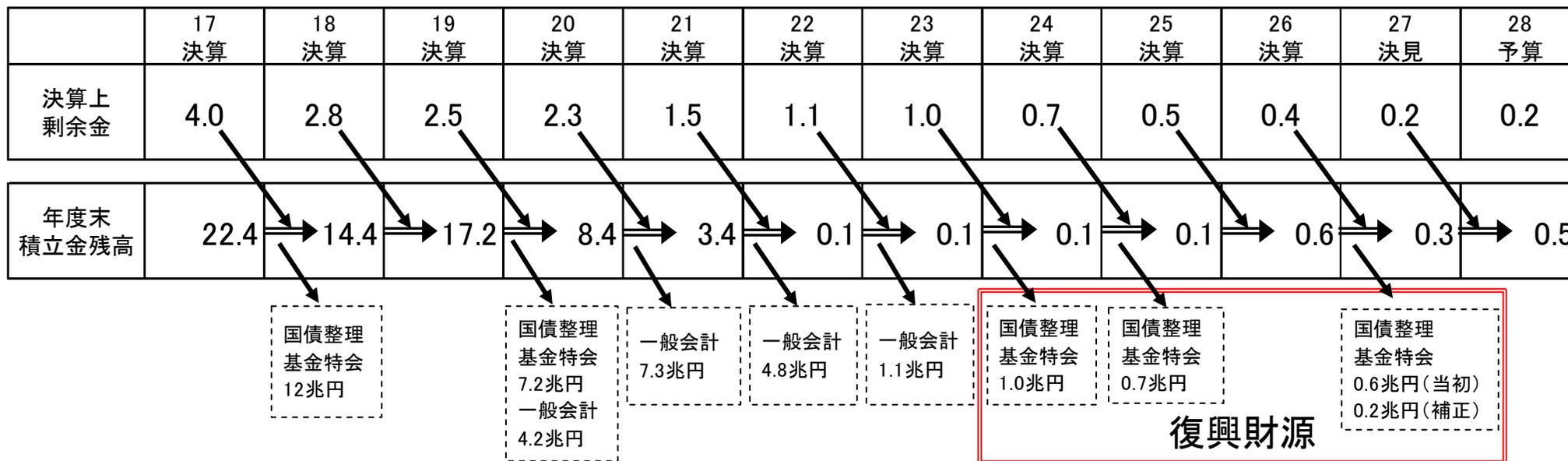
- (中里委員)被災地の自治体は非常に困っていらっしゃるし、それを全国的な形で、オール・ジャパンで支援することはもちろん大事だと思います。ただ、その支援をこの金利減免でやるべきなのかどうかという話があります。(中略)このような金利減免という形で、透明性が欠けた形でやるのはいかがなものかということです。
- (土居委員)そういう厳しい財政状況の被災地に対して手を差し伸べる方法は、別に金融のルールを逸脱しなくたって、いくらだってやる方法があると。さらに言えば地方財政健全化法だってある。本当に困って、自力では財政が建て直らないというのであれば、地方財政健全化法にのっとってやるという方法だってある。
- (富田分科会長)これから正に金利リスクが発生する可能性が、いよいよとは申しませんが、かつてよりは高くなってきた中において、金利変動準備金が果たす役割が決して無視できない、それぐらい大事な時期において、さらにこれを取り崩すということは、およそ信じがたいことであって、被災地への対応と、震災復旧、震災復興ということであれば、もう既に国会でこの財融特会から今後生じる剰余金も繰り入れることが決まっております、増税も含めてすべて地方の負担なしに国が行うということで措置がされているわけですので、さらに必要であれば、また追加要求を透明な形で、民主主義の否定にならないように表で堂々と要求すべきであると思います。

財投特会積立金について

- 財投特会は、将来の金利変動に伴う損失に備えるため、積立金を積み立てている。
- この積立金は、過去、補償金免除繰上償還の財源となってきたが、復興財源への活用等によって既に枯渇。
- 平成25年度において、東日本大震災を背景に、被災地方公共団体を対象に、地方債の補償金免除繰上償還を求められた際も、財政融資資金では実施できなかった経緯がある。

財投特会の剰余金・積立金残高の推移

(単位:兆円)

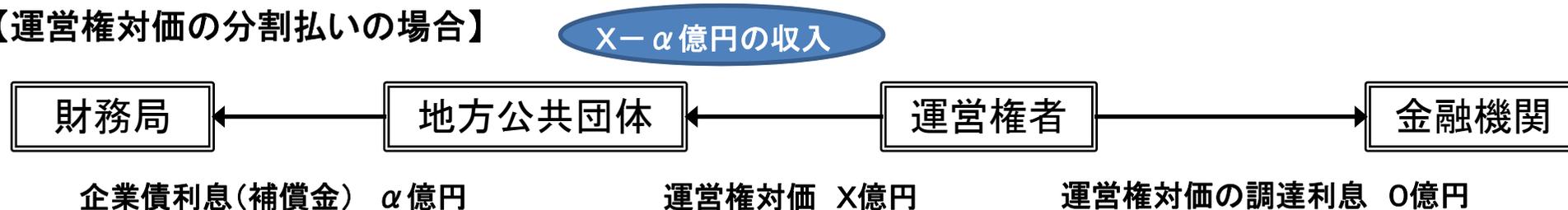


(注1) 平成27年度については決算見込み、平成28年度については予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。

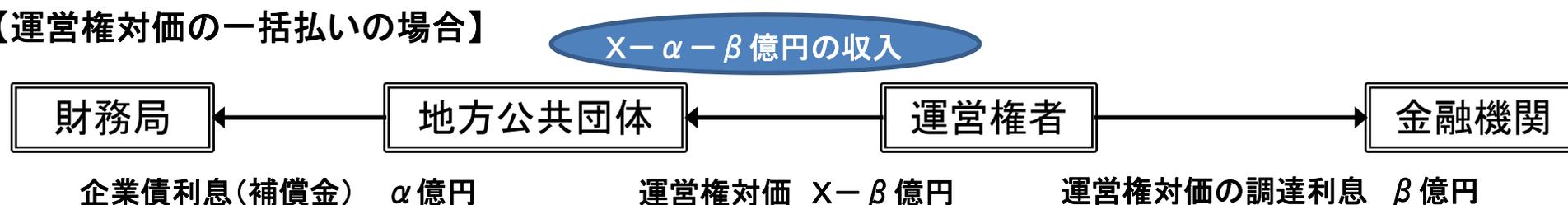
(注2) 各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

点検会合における議論(二重金利)について

【運営権対価の分割払いの場合】



【運営権対価の一括払いの場合】



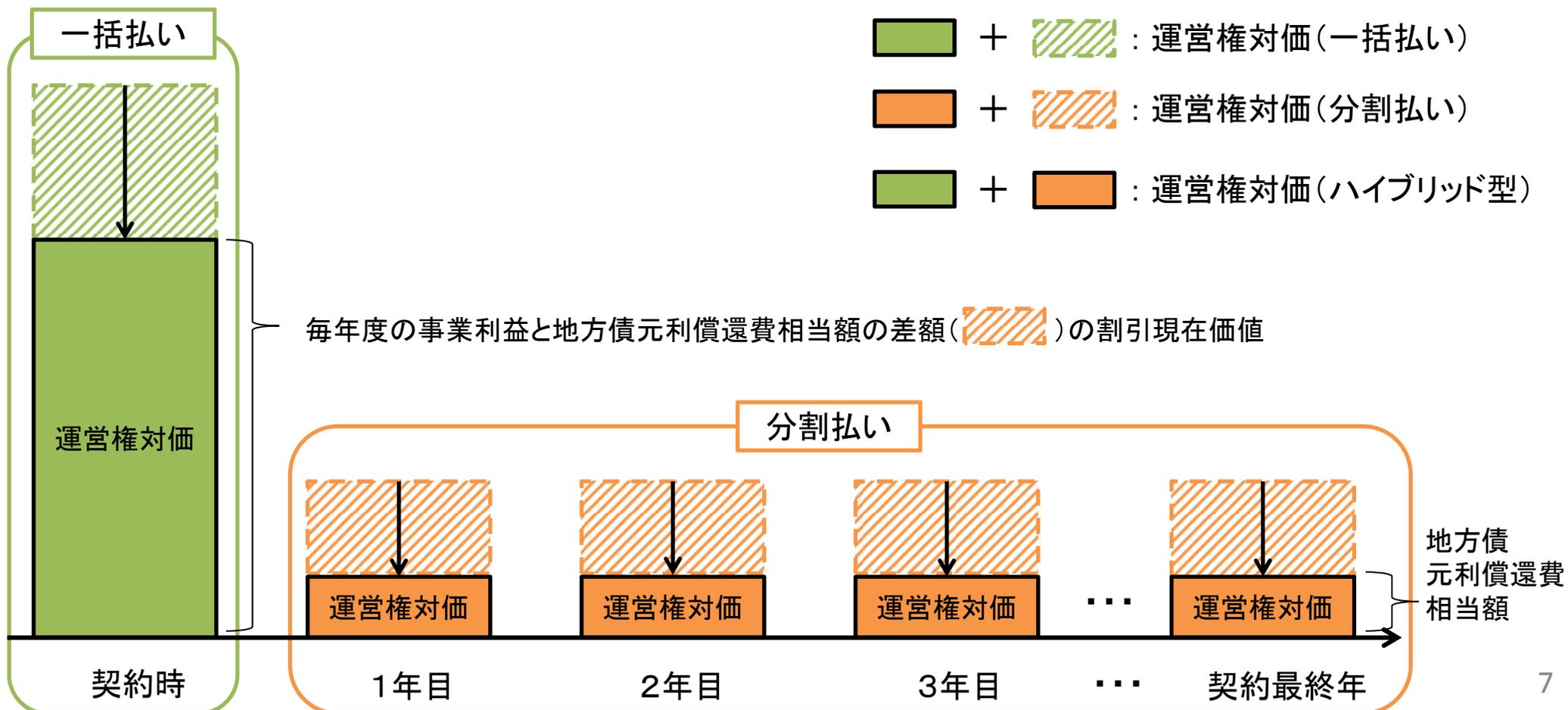
広島県説明資料(28年3月25日 点検会合)

別紙1 企業債繰上償還の補償金免除等

- ・ 運営権を活用する場合、企業局は、運営権対価を原資に企業債利息(繰上償還する場合は、任意償還として利息総額とほぼ同額の補償金を負担)を支出する一方、運営権者は、運営権対価の調達金利を支出するため、いわゆる二重金利が発生し、VFMを低下させる一因となっている。
- ・ 運営権を積極的に活用するためにも、運営権対価を原資として企業債を繰上償還した際は、補償金免除の特例又はそれに代わる代替措置など、制度的、財政的な支援が求められる。

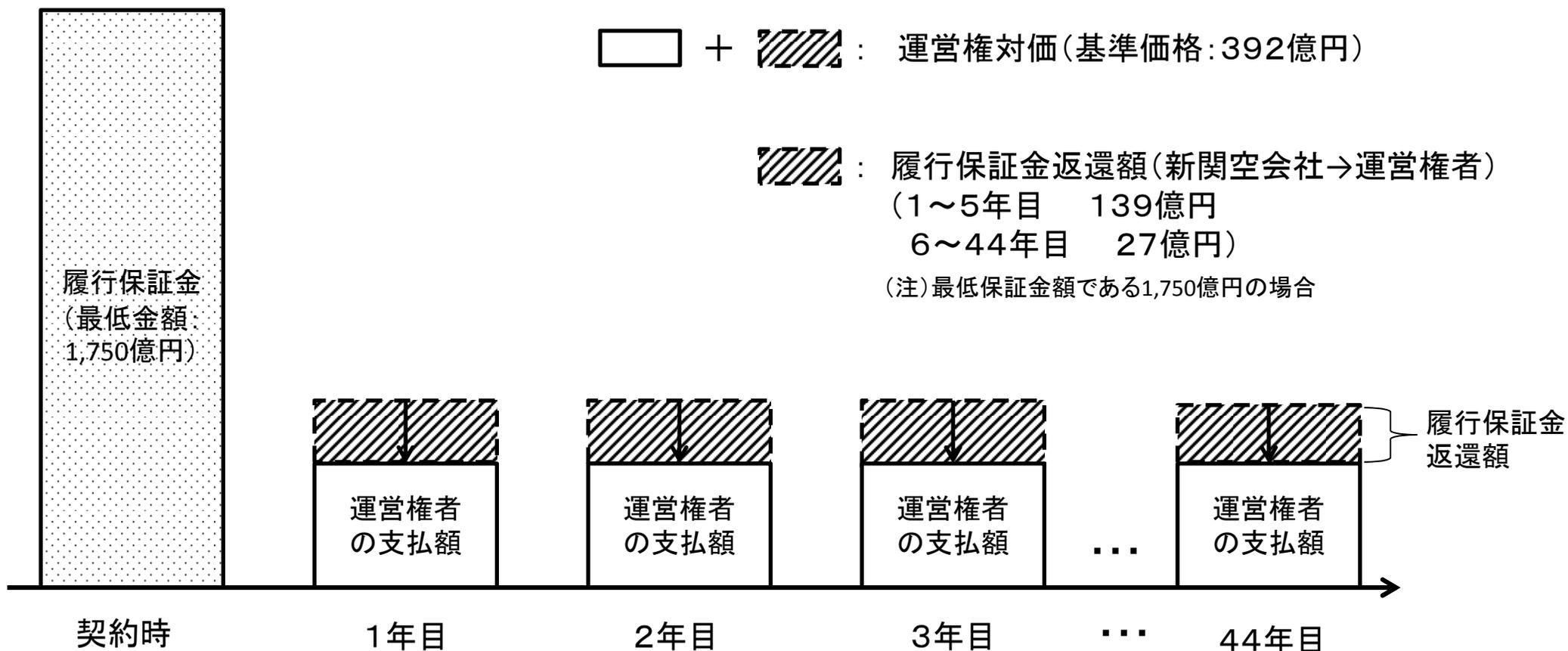
ハイブリッド型の運営権対価の支払方法

- 運営権対価の支払方法として、例えば、毎年度、地方債元利償還費相当額を分割払いし、残余を契約時に一括払いすることが考えられる(「ハイブリッド型」)。
- この支払方法では、一括払いに当たっての資金調達額が低下するため、調達利息を低下させることが可能。
- また、民間金融機関の参画による経営規律の向上や運営の継続性の確保といった一括払いのメリットと、入札競争促進といった分割払いのメリットを両方とも享受が可能。



(参考)関西国際空港・伊丹空港におけるコンセッションの枠組み

- ・ 関西国際空港・伊丹空港のコンセッションに当たっては、履行保証金を契約時に一括で差し入れさせた上で、実質的に運営権対価から履行保証金返還額を差し引いた額を毎年度分割払いとするスキームとなっている。
- ・ 本コンセッションにおける運営権者の資金調達に際しては、民間金融機関等の参加が想定されている。



(※1)「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針」及び新関空会社ニュースリリース(「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等募集要項等」の配布について)を基に作成。

(※2)上記の他、運営権者から新関空会社に対して、動産等譲渡対価や固定資産税等を支払うことが想定されるとともに、収益連動負担金を支払うことも可能とされている。